

(3) 使用水量の推移

年度	総 数			口径別料金 適用のもの	共同住宅扱い	公衆浴場営業	共 用
	水 量	指 数	前年度比				
	m ³		%	m ³	m ³	m ³	m ³
26	1,063,228,951	100.0	△ 0.9	1,044,149,903	17,182,801	1,896,247	0
27	1,071,259,247	100.8	0.8	1,052,373,657	17,002,842	1,882,748	0
28	1,074,419,160	101.1	0.3	1,055,519,069	17,103,386	1,796,705	0
29	1,081,454,514	101.7	0.7	1,062,410,777	17,310,843	1,732,894	0
30	1,085,703,362	102.1	0.4	1,065,623,945	17,072,756	1,665,559	0
令和元	1,085,488,578	102.1	△ 0.0	1,066,971,098	16,846,365	1,671,115	0
2	1,068,907,521	100.5	△ 1.5	1,050,765,862	16,662,711	1,478,948	0
3	1,058,130,714	99.5	△ 1.0	1,040,630,268	15,995,228	1,505,218	0
4	1,055,859,842	99.3	△ 0.2	1,039,007,888	15,327,973	1,523,981	0
5	1,065,517,427	100.2	0.9	1,047,480,885	15,301,458	1,560,393	0

(注) 平成26年度の数値を指数としている。

4 水道料金

(1) 水道料金表

(平成17年1月1日から適用)

呼 び 径	基本料金	従 量 料 金									
		1~5m ³	6~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~200m ³	201~1,000m ³	1,001m ³ 以上	
一 般 用	13 mm	860 円	0 円	1m ³ につき 22円	1m ³ につき 128円	1m ³ につき 163円	1m ³ につき 202円	1m ³ につき 213円	1m ³ につき 298円	1m ³ につき 372円	1m ³ につき 404円
	20 mm	1,170 円									
	25 mm	1,460 円									
	30 mm	3,435 円									
	40 mm	6,865 円									
	50 mm	20,720 円									
	75 mm	45,623 円									
	100 mm	94,568 円									
	150 mm	159,094 円									
	200 mm	349,434 円									
250 mm	480,135 円										
300 mm ~	816,145 円										
公衆浴場用	一般用と同じ(40mm 以上は6,865円)	0 円	1m ³ につき 22円	1m ³ につき 109円							

(注) 水道料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする(1円未満は端数切捨て)。

(2) 調定額

(単位：円)

総 額	口径別料金適用のもの (一般・公衆)	共同住宅扱い	公衆浴場用
237,847,537,478	235,714,970,666	1,946,355,555	186,211,257

(3) 収納方法別取扱件数

(単位：件、%)

総 数 (収納単位数)	口座振替扱い		払 込 み 扱 い		クレジットカード扱い	
	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
5,890,442	2,898,778	49.21	1,568,580	26.63	1,423,084	24.16

(4) 営業所別給水収益収入状況

支所・営業所	調定額	収入額	未収入額	収入率
総額	226,758,841,467 円	221,402,961,986 円	11,088,696,011 円	97.64 %
中央支所	57,080,000,147	53,879,051,720	2,364,384,441	94.39
千代田	20,306,803,572	19,004,554,072	725,577,866	93.59
港	16,026,543,278	15,026,699,006	660,766,064	93.76
豊島	8,136,868,155	7,873,534,789	361,636,953	96.76
文京	12,609,785,142	11,974,263,853	616,403,558	94.96
東部第一支所	31,132,770,606	30,525,687,041	1,681,329,734	98.05
江東	13,746,542,966	13,326,293,149	686,547,577	96.94
墨田	6,219,738,887	5,990,902,702	334,728,286	96.32
江戸川	11,166,488,753	11,208,491,190	660,053,871	100.38
東部第二支所	23,327,695,320	23,301,008,427	1,338,118,244	99.89
荒川	3,823,886,477	3,810,199,690	214,538,821	99.64
足立	11,767,541,759	11,712,849,288	680,826,104	99.54
葛飾	7,736,267,084	7,777,959,449	442,753,319	100.54
西部支所	28,804,783,205	28,186,091,033	1,431,676,517	97.85
杉並	9,494,055,344	9,574,238,108	559,092,939	100.84
新宿	13,462,526,178	12,769,671,799	539,623,643	94.85
中野	5,848,201,683	5,842,181,126	332,959,935	99.90
南部支所	57,616,582,608	56,834,467,467	2,720,298,448	98.64
大田	15,290,983,737	15,041,962,872	723,822,523	98.37
品川	9,825,649,771	9,605,489,849	478,104,485	97.76
世田谷	16,796,672,708	16,897,082,293	852,944,099	100.60
目黒	5,799,532,097	5,746,765,510	310,401,557	99.09
渋谷	9,903,744,295	9,543,166,943	355,025,784	96.36
北部支所	28,797,009,581	28,676,656,298	1,552,888,627	99.58
練馬	11,928,453,210	11,882,614,595	652,394,949	99.62
板橋	10,065,928,433	10,093,682,471	536,218,812	100.28
北	6,802,627,938	6,700,359,232	364,274,866	98.50

(5) 水道料金の変遷

水道事業

年月	需 要 区 分 及 び 料 金					摘 要
明治31年11月24日施行	1m ³ につき 0.03円	1月100m ³ まで 4.5円 超過1m ³ につき 0.045円	1戸5人まで 1年5円 5人まで増すごとに 2円	6戸まで 1年8円 1戸増すごとに 0.5円		1 建坪12坪未満は、放任給水とすることができる。 2 専用栓の支栓は、1本1年3円 3 放任給水の場合、牛馬1頭1年3円、6頭以上は計量給水 4 量水器使用料は、12段階で徴収

営業

明治34年12月28日施行	1月20m ³ まで 0.72円 超過1m ³ につき 湯屋 0.02円 その他 0.03円	船舶用1m ³ 0.05円 噴水・庭園・水槽 1月50m ³ まで 2.5円 超過1m ³ 0.05円 原動力・一時使用 1m ³ につき 0.1円	1戸5人まで 1年5円 1人増すごとに 0.5円	左記の2割増 1戸1年 1.5円 居住6ヶ月未満 1戸5人まで 2.5円 1人増すごとに 0.25円 ただし、営業用は2割増		1 特別専用給水は営業用 2 放任給水の場合 支栓1本 3円 浴槽1個 1円 牛馬1頭 2～3.5円 3 量水器使用料は、12段階で徴収
---------------	--	---	-----------------------------------	--	--	---

明治35年12月27日施行	1月10m ³ まで 0.3円 超過料金 同上	同上	同上	同上	同上 ただし、営業用又は浴槽あるもの2割増	同上
---------------	---	----	----	----	--------------------------	----

明治40年3月4日27日施行	1月10m ³ まで 0.3円 超過1m ³ につき 湯屋 0.02円 その他 0.03円	1m ³ につき 水槽に供給するもの 0.05円 その他 0.1円	1戸5人まで 1年5円 1人増すごとに 0.5円	年1戸 1年 1.5円		専用給水の場合 1 支栓1本につき 3円 2 浴槽1個につき 1円 3 牛馬1頭につき 2.5～3.5円 4 量水器使用料は、12段階で徴収
----------------	---	---	-----------------------------------	----------------	--	--

大正10年2月24日施行	10m ³ まで 0.7円 超過1m ³ につき 湯屋 0.03円 その他 0.05円	1戸5人まで 0.7円 1人増すごとに 0.07円 支栓1本につき 0.4円 支栓なき浴槽 1個0.15円	2m ³ まで 0.7円 超過1m ³ につき 汽船・船舶用 0.08円 その他 0.2円	1戸6m ³ まで 0.2円 超過1m ³ につき 0.03円	1戸 0.2円 浴槽1個 0.1円	1 料金は1か月単位 2 共用は3戸以上 3 専用栓、特別栓の計量栓の基本料金は量水器の口径に応じて、19段階に分かれているが、本表は12～13mmの場合 4 量水器使用料は、不徴収
--------------	---	--	---	--	----------------------------	--

昭和3年6月11日施行	10m ³ まで 0.93円 超過1m ³ につき 湯屋 0.038円 300坪以上の家屋 0.09円 その他 0.07円	1戸5人まで 0.93円 1人増すごとに 0.1円 支栓1本につき 0.4円 支栓なき浴槽 1個0.25円	2m ³ まで 0.93円 超過1m ³ につき 醸造・製造原料用 0.1円 汽船・船舶用 0.11円 散水・道路・下水道 0.2円 自動車洗浄用 0.3円 原動力・一時使用 0.3円 噴水・庭園用 0.4円	1戸6m ³ まで 10戸まで 0.4円 1戸増すごとに 0.2円 超過1m ³ につき 0.04円	10戸まで 1戸 0.4円 1戸増すごとに 0.2円 浴槽1個につき 0.15円	1 口径に応じ基本料金が13段階となる。 2 昭和7.10.1 自動車洗浄用 1m ³ 0.2円となる 3 昭和12.3.25 共用は、2戸以上となる。
-------------	--	--	--	--	--	--

年月	需 要 区 分 及 び 料 金								摘 要	
昭和18・6・1都条例	昭和18・6・1都条例	1戸5人まで 0.9円 1人増すごとに 0.1円	8m ³ まで 0.9円 超過1m ³ につき 0.1円	8m ³ まで 5円 超過1m ³ につき 0.5円	100m ³ まで 4円 超過1m ³ につき 0.04円	1戸6m ³ まで 10戸まで 1戸増すごとに 0.2円 超過1m ³ につき 0.05円	0.4円		1 基本料金の口径別格差は 廃止 2 量水器使用料は、不徴収	
昭和20・11・1都条例	昭和20・11・1都条例	建坪15坪 1.5円 建坪15坪を超える もの 2.5円 同居1世帯につき 0.7円	20m ³ 超過1m ³	3.5円 0.2円	100m ³ 5円 超過1m ³ 0.05円	1世帯につき 0.7円			1 支給水栓1個につき 0.3円 2 その他は従前と同じ	
昭和21・2・28都条例	昭和21・2・28都条例	建坪15坪以下 3.5円 建坪15坪を超える もの 6円 同居1世帯につき 2円	20m ³ 超過1m ³	8円 0.5円	100m ³ 20円 超過1m ³ 0.2円	1世帯につき 2円			1 支給水栓1個につき 0.6円	
昭和21・12・28都条例	昭和21・12・28都条例	建坪15坪以下 5円 建坪15坪を超える もの 9円 同居1世帯につき 3円	20m ³ 超過1m ³	12円 1円	100m ³ 30円 超過1m ³ 0.3円	1世帯につき 3円			1 支給水栓1個につき 1円	
昭和22・6・1都条例	昭和22・6・1都条例	建坪15坪以下 5人以下 10円 5人超 15円 建坪15坪を超える もの 20円 同居1人につき 2円	20m ³ 超過1m ³	20円 2円	100m ³ 60円 超過1m ³ 1円	1世帯につき 6円			1 支給水栓1個につき 2円 2 量水器使用料は、5段階で 2円～85円	
昭和23・1・10都条例	昭和23・1・10都条例	20円	5円	10m ³ 20円 超過1m ³ 2.5円	20m ³ 40円 超過1m ³ 3円	20m ³ 60円 超過1m ³ 4円	100m ³ 150円 超過1m ³ 2円	10m ³ 15円 超過1m ³ 2.5円	12円	1 支給水栓1個につき 4円 2 量水器使用料は、5段階で 5円～250円
昭和23・6・1都条例	昭和23・6・1都条例	40円	10円	10m ³ 40円 超過1m ³ 5円	20m ³ 80円 超過1m ³ 5円	20m ³ 120円 超過1m ³ 8円	100m ³ 350円 超過1m ³ 4円	8m ³ 30円 超過1m ³ 5円	25円	1 支給水栓1個につき 8円 2 量水器使用料は、5段階で 10円～500円

年月	需 要 区 分 及 び 料 金								摘 要		
昭和23・7・31都条例	昭 和 23 ・ 7 ・ 31 都 条 例	昭 和 23 ・ 8 ・ 1 施 行	50円	13円	10m ³ 50円 超過1m ³ 6.5円	20m ³ 100円 超過1m ³ 6.5円	20m ³ 160円 超過1m ³ 10円	100m ³ 450円 超過1m ³ 5円	8m ³ 35円 超過1m ³ 6円	30円	1 支給水栓1個につき 8円 2 量水器使用料は、5段階で13円～650円

昭和24・5・31都条例	昭 和 24 ・ 5 ・ 31 都 条 例	昭 和 24 ・ 6 ・ 1 施 行	65円	16円	10m ³ 65円 超過1m ³ 8円	20m ³ 130円 超過1m ³ 8円	20m ³ 240円 超過1m ³ 14円	100m ³ 550円 超過1m ³ 6円	8m ³ 45円 超過1m ³ 7円	38円	1 支給水栓1個につき 10円 2 量水器使用料は、従前に同じ
--------------	--	--	-----	-----	--	---	--	--	---	-----	------------------------------------

昭和26・12・22都条例	昭 和 26 ・ 12 ・ 22 都 条 例	昭 和 27 ・ 1 ・ 1 施 行	85円	22円	10m ³ 85円 超過1m ³ 11円	10m ³ 100円 超過1m ³ 11円 ただし駐留軍用は1m ³ 10円	10m ³ 160円 超過1m ³ 19円	300m ³ 2,370円 超過1m ³ 8円	8m ³ 超過1m ³	60円 9円	1 支給水栓の料金徴収は廃止 2 量水器使用料は、5段階で15円～800円
---------------	---	--	-----	-----	---	---	--	--	--------------------------------------	-----------	--

年 月	需 要 区 分 及 び 料 金								摘 要
昭和30・12・27都条例 昭和31・1月分から適用	昭 和 30 ・ 12 ・ 27 都 条 例 昭 和 31 ・ 1 月 分 か ら 適 用		10m ³ 120円 超過1m ³ 16円	10m ³ 120円 超過1m ³ 28円	10m ³ 120円 超過1m ³ 12円	8m ³ 80円 超過1m ³ 12円			昭和29年度当初より全給水栓が計量化されたので、この改定で量水器使用料は廃止
昭和36・7・18都条例 昭和36・8月分から適用	昭 和 36 ・ 7 ・ 18 都 条 例 昭 和 36 ・ 8 月 分 か ら 適 用		8m ³ まで 120円 10m ³ まで 140円 超過1m ³ 20円	10m ³ 140円 超過1m ³ 32円	10m ³ 140円 超過1m ³ 15円	8m ³ 80円 超過1m ³ 15円			

年月	需 要 区 分 及 び 料 金								摘 要	
昭和41・1・13都条例	昭 和 41 ・ 1 ・ 13 都 条 例	昭 和 41 ・ 2 ・ 月 分 か ら 適 用	25mm以下 30mm 40mm 50mm 75mm 100mm 150mm 200mm 250mm 300mm以上	8m ³ まで 120円 10m ³ まで 140円 200円 400円 700円 1,500円 2,700円 5,000円 8,000円 11,000円 18,000円	10m ³ をこえる分 1m ³ につき 20円	10m ³ をこえる分 1m ³ につき 32円	50m ³ をこえる分 1m ³ につき 45円	50m ³ をこえる分 1m ³ につき	32円 45円	口径別料金体系を採用
			10m ³ まで 140円 1戸あたり8m ³ まで80円	10m ³ をこえる分1m ³ につき 15円 8m ³ をこえる分1m ³ につき 15円						

昭和43・11・15都条例	昭 和 43 ・ 11 ・ 15 都 条 例	昭 和 43 ・ 12 ・ 月 分 か ら 適 用	13mm 100円 20mm 120円 25mm 140円 30mm 250円 40mm 500円 50mm 1,000円 75mm 2,000円 100mm 3,800円 150mm 7,000円 200mm 12,000円 250mm 17,000円 300mm以上 28,000円	9m ³ から18m ³ まで 1m ³ につき 20円	19m ³ から30m ³ まで 1m ³ につき 25円	31m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 28円	51m ³ 以上 1m ³ につき 45円	201m ³ 以上 1m ³ につき 68円	75円	一般用(25mm以下)・公衆浴場用・共用の水道料金の、8m ³ 以下は賦課しない。 なお、生活保護世帯及び母子世帯等については、装置料金及び10m ³ までの水量料金を免除
			110円 60円	9m ³ 以上1m ³ につき						15円

年月	需 要 区 分 及 び 料 金									摘 要
昭 昭 和 和 50 50 ・ ・ 7 9 ・ 月 16 分 か 都 適 条 例 用	13 mm	300円	0円	1 m ³ につき 60円	1 m ³ につき 75円	1 m ³ につき 90円	1 m ³ につき 120円	1 m ³ につき 150円	1 m ³ につき 180円	<p>一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 従量料金の10m³以下 は賦課しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等 については、基本料金 及び10m³までの従量 料金を申請により免 除している。</p>
	20 mm	400円		1 m ³ につき 90円	1 m ³ につき 120円	1 m ³ につき 150円	1 m ³ につき 180円			
	25 mm	500円								
	30 mm	1,200円								
	40 mm	2,400円								
	50 mm	8,000円								
	75 mm	17,000円								
	100 mm	35,000円								
	150 mm	60,000円								
	200 mm	130,000円								
250 mm	180,000円									
300 mm以上	300,000円									
		300円	0円				1 m ³ につき 50円			
		200円	0円				1 m ³ につき 50円			

昭 昭 和 和 53 53 ・ ・ 11 12 ・ ・ 1 1 都 適 条 例 用	13 mm	410円	0円	1 m ³ につき 80円	1 m ³ につき 100円	1 m ³ につき 120円	1 m ³ につき 170円	1 m ³ につき 210円	1 m ³ につき 250円	<p>一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 従量料金の10m³以下 は賦課しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等 については、基本料金 及び10m³までの従量 料金を申請により免 除している。</p>
	20 mm	550円		1 m ³ につき 120円	1 m ³ につき 170円	1 m ³ につき 210円	1 m ³ につき 250円			
	25 mm	680円								
	30 mm	1,700円								
	40 mm	3,400円								
	50 mm	11,000円								
	75 mm	24,000円								
	100 mm	50,000円								
	150 mm	85,000円								
	200 mm	180,000円								
250 mm	250,000円									
300 mm以上	420,000円									
		410円	0円				1 m ³ につき 65円			
		250円	0円				1 m ³ につき 65円			

昭 昭 和 和 56 56 ・ ・ 10 11 ・ ・ 15 1 都 適 条 例 用	13 mm	610円	0円	1 m ³ につき 120円	1 m ³ につき 150円	1 m ³ につき 180円	1 m ³ につき 250円	1 m ³ につき 310円	1 m ³ につき 350円	<p>一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 従量料金の10m³以下 は賦課しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等 については、基本料金 及び10m³までの従量 料金を申請により免 除している。</p>
	20 mm	820円		1 m ³ につき 180円	1 m ³ につき 250円	1 m ³ につき 310円	1 m ³ につき 350円			
	25 mm	1,010円								
	30 mm	2,500円								
	40 mm	5,000円								
	50 mm	16,500円								
	75 mm	36,000円								
	100 mm	75,000円								
	150 mm	127,000円								
	200 mm	270,000円								
250 mm	370,000円									
300 mm以上	630,000円									
		610円	0円				1 m ³ につき 95円			
		370円	0円				1 m ³ につき 95円			

年月	需 要 区 分 及 び 料 金								摘 要		
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金								
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000	1,001m ³ 以上		
昭 和 59 年 4 月 2 日 都 条 適 例 用	13 mm	800円								一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 1か月当たり10m ³ 以下 の従量料金は徴収 しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等 については、基本料金 及び10m ³ までの従量 料金を申請により免 除している。	
	20 mm	1,070円	0円	1m ³ につき 120円	1m ³ につき 160円	1m ³ につき 195円	1m ³ につき 270円	1m ³ につき 335円	1m ³ につき 375円		
	25 mm	1,320円									
	30 mm	3,000円		1m ³ につき 195円			1m ³ につき 270円	1m ³ につき 335円	1m ³ につき 375円		
	40 mm	6,000円									
	50 mm	18,200円		1m ³ につき 335円							1m ³ につき 375円
	75 mm	40,000円									
	100 mm	83,000円									
	150 mm	140,000円									1m ³ につき 375円
	200 mm	300,000円									
250 mm	410,000円										
300 mm以上	700,000円										
	一般に同じ 40mm以上は 6,000円 一戸あたり 470円		0円							1m ³ につき 95円	

年月	需 要 区 分 及 び 料 金								摘 要		
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金								
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000	1,001m ³ 以上		
平 成 元 年 3 月 30 分 都 条 適 例 用	13 mm	768円								1 水道料金は、基本 料金と従量料金の合 計に、消費税率を乗 じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 1か月当たり10m ³ 以下 の従量料金は徴収 しない。 なお、生活保護世 帯、母子世帯等につ いては、基本料金及 び1か月当たり10m ³ までの従量料金の 100分の103を乗じ て得た額を申請に より免除している。	
	20 mm	1,027円	0円	1m ³ につき 115円	1m ³ につき 154円	1m ³ につき 187円	1m ³ につき 259円	1m ³ につき 322円	1m ³ につき 360円		
	25 mm	1,267円									
	30 mm	2,880円		1m ³ につき 187円			1m ³ につき 259円	1m ³ につき 322円	1m ³ につき 360円		
	40 mm	5,760円									
	50 mm	17,472円		1m ³ につき 322円							1m ³ につき 360円
	75 mm	38,400円									
	100 mm	79,680円									
	150 mm	134,400円									1m ³ につき 360円
	200 mm	288,000円									
250 mm	393,600円										
300 mm以上	672,000円										
	一般に同じ 40mm以上は 5,760円 一戸あたり 451円		0円							1m ³ につき 91円	

年月	需 要 区 分 及 び 料 金								摘 要		
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金								
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000	1,001m ³ 以上		
平 成 6 年 3 月 31 日 都 条 適 例 用	13 mm	920円								1 水道料金は、基本料 金と従量料金の合計 に、消費税率を乗じ て得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用の1か月 当たり10m ³ 以下の 従量料金は徴収し ない。 なお、生活保護世 帯、母子世帯等につ いては、基本料金及 び1か月当たり10m ³ までの従量料金の 100分の103(平成 9年6月分からは100 分の105)を乗じて 得た額を申請に より免除して いる。 3 水道の使用を月の 途中で開始・中止し たときで月の使用日 数が15日以内の場 合、基本料金は、1 か月分の2分の1の 額とする。	
	20 mm	1,230円	0円	1m ³ につき 130円	1m ³ につき 175円	1m ³ につき 215円	1m ³ につき 300円	1m ³ につき 375円	1m ³ につき 415円		
	25 mm	1,520円									
	30 mm	3,420円		1m ³ につき 215円			1m ³ につき 300円	1m ³ につき 375円	1m ³ につき 415円		
	40 mm	6,850円									
	50 mm	20,700円		1m ³ につき 375円							1m ³ につき 415円
	75 mm	45,600円									
	100 mm	94,500円									
	150 mm	159,000円									1m ³ につき 415円
	200 mm	342,000円									
250 mm	468,000円										
300 mm以上	798,000円										
	一般に同じ 40mm以上は 6,850円		0円							1m ³ につき 110円	